

氷見市・名城大学農学部連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、氷見市・名城大学農学部連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 産学官が連携して、社会環境等の変化による様々な地域課題を解決に導くとともに、農林水産業の活性化を図り、未来に向けて、産業や教育など様々な分野での成長の基盤として、地方創生のモデルとなるような取り組みへと発展させ、産学官のすべてが有益となり、農林水産業及び地域を進化させていくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 産学官の連携による農林水産業の振興に関すること。
- (2) 農林水産業等における教育の活性化に関すること。
- (3) 生涯学習の推進に関すること。
- (4) 交流の促進に関すること。
- (5) その他産学官の連携による取り組みに関すること。

(入会)

第4条 協議会の会員として入会しようとする者は、協議会が別に定めるところにより申し込み、理事会の議決により入会することができる。

(退会)

第5条 会員は、協議会が別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第6条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により当該会員を除名にすることができる。

本会側その他の規則に違反したとき。

協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第7条 前条の場合のほか、会員が解散したときはその資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、免れることはできない。

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 4名以内
- (4) 監事 2名

- 2 会長は会員の互選により決定し、副会長、理事及び監事は、総会での同意を得て会長が選任することとし、それぞれ再任を妨げない。
- 3 会長は、協議会を代表して、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 理事は、協議会の業務を執行する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、選任後の2年以内に終了する事業年度のうち最終の年度の終了後に開かれる定時総会までとする。

- 2 役員のうちその職によって選任された役員が当該職を離れたときは、役員の職を失うものとし、当該職に就いた者を役員として、残任期間を引き継ぐものとする。

(総会)

第11条 協議会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 3 定時総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。
- 4 総会において、次に掲げる事項について審議する。
 - 事業計画及び収支予算に関する事項
 - 事業実績及び収支決算に関する事項
 - 協議会規約等の変更に関する事項
 - 各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの
- 5 総会は、会長が招集する。
- 6 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。
- 7 総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- 8 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 9 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(理事会)

第12条 協議会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、必要に応じて協議会の業務の執行に関する事項等について審議する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
 - 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

4 理事会は、構成員の過半数の出席により成立する。

5 理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決する。

(事務局)

第13条 協議会の事業を円滑に執行するため、氷見市に事務局を置き、会長が事務局長を指名する。

(経費)

第14条 協議会の経費は、会費、補助金、委託金及び負担金等をもって充てる。

(会計及び事業年度)

第15条 協議会の会計及び事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、本会の設立の日から施行する。

2 本会の最初の会計及び事業年度は、第15条の規定にかかわらず、本会の設立の日から平成31年3月31日までとする。